

沖縄県気候変動適応センター設置要綱

令和6年12月25日

(設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に基づき、本県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、沖縄県気候変動適応センター（以下「センター」という。）を設置する。

(業務)

第2条 センターは、第1条に定める目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 気候変動影響及び気候変動適応に係る情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言
- (2) 収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国研究所」という。）との共有
- (3) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第3条 センターは、センター長及びセンター構成員をもって組織し、事務局及び技術部を置く。

- 2 センター長及びセンター構成員は別表に掲げる者を充てる。
- 3 センター長は、センターの業務を総理し、センターを代表する。
- 4 事務局は、第2条に掲げるセンターの業務に関する事務を処理する。
- 5 技術部は、気候変動影響及び気候変動適応に係る調査研究及び第2条に掲げるセンターの業務に関する事務局への協力をを行う。

(国研究所等からの助言)

第4条 センターは、第2条に掲げる業務を行うため、必要であると認めるときは、国研究所並びに気候変動影響及び気候変動適応に係る知見を有する研究機関、有識者等から助言等を受けるとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。

別表

センター長	環境部長
事務局長	環境部 環境再生課長
事務局職員	環境再生課の職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者その他センター長が指名する者
技術部長	保健医療介護部 衛生環境研究所 所長
技術部職員	衛生環境研究所の職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者その他技術部長が指名する者